

## 各地で開かれた意見交換会、セミナー等で出された主な意見・要望の概要

## 1 環境保全活動・環境教育推進法、環境保全活動・環境教育全般について

環境教育を盛り込んだこと、学校や職場での環境教育について方向性を示したことなど法律ができたこと自体は評価できる。

義務規定がないザル法という印象。そのザルの目を、民間のアイディア・取組で埋めていくことが大切。政府には、各地で出されたコメントを是非生かしてほしい。

法律として未整備のものと思う。法律の整備の方向性についてP D C Aサイクルを組み込んだ、発展できる形で具現化してほしい。

法律は作ることに意義があるのではない。せっかく作った法律をアフターケアすること、改善の努力をすることが重要。

こうした法律ができるということは、環境問題への取り組みがもはや行政や企業だけの問題ではなく、社会全体の枠の中に入ってきたことのあらわれと思う。その中で、現場で動いている民間団体、市民が取り組みの方向性を作っていくことが大切ではないか。

もっと予算を確保すべき。財政的、情動的な支援は不可欠。事業も管理についてはまったくお金がつかない。

役所や学校などにしっかり浸透させてほしい。民間団体との協働が進みやすいようにしてほしい。

まず国民がこの法律の内容について知り、必要と思うことが大切。そうでないといくら予算が付いても国民の実のある行動に結びつかない。

国民の意識は結構高いが、実行につながっていない。みんなが動き出すような効果的な告知戦略が必要。また、影響力のある人と協力するとか、あらゆるメディアを活用する、資金を思い切って使うなどの対応が必要。

大勢の人を動かすことが必要であり、核心をつくようなキーワード、大量消費中心の社会を変えるようなフレーズが重要である。

公正性、透明性などの意味が抽象的でわかりにくい。もっとわかりやすく伝えることが第一歩ではないか。

環境保全活動や環境教育といった定義、法律施行のための解釈がぶれてはいけない。省令や基本方針で明らかになるものが多いが、解釈が都合でぶれないようにするべき。

環境教育の定義については自然教育に限るべきではない。都市では廃棄物が大きなテーマになっている。持続可能な開発のための教育が一つの鍵になる。

環境教育は単なる体験ではいけない。環境問題の原因を明らかにし、個々人がこれをいかに減らすことができるか本質的に重要であり、そのために環境教育が役立つことが大切。

環境教育の大きな課題は市場経済とマッチしていないこと。市場経済の中で環境教育をどう位置づければよいか、定義や方向性の議論が欠けているのではないか。

行政と環境教育業界だけの取組ではなく、農林水産業、建設業、観光業など様々な業に携わる人を巻き込んで取組を進める必要がある。そのためには、はっきりとした方針、具体的なすべきこと／してはならないことを明示し、取組を進める必要がある。

環境教育には企業の取組、市民の生活での協力が不可欠であり、企業／市民が緩やかではあるが、ある程度義務的に参加するシステムができればいいと思う。

生態系は環境教育で重要な視点。例えば河川では、生態系の観点から、河川の環境保全型の整備なども含め対応し、河川への人々の認識の向上を図っていくことが重要ではないか。行政の施策自体に環境配慮を加味していく必要がある。

国の責務や責任体制の明確化、現状の課題の数値化、環境保全活動への経済的支援を行い、役所間の協力体制の整備、行政によるニーズの把握、負担の軽減を図るべき。

教育では「生きる力」を養うことが必要。生きる力とは人、自然、世代、地域などあらゆるものに対する思いやりの心を持つことであり、そのために環境教育では、自発的に感じる・はぐくむ・知らせることが大切。その拠点として、山の学校、生涯教育センターなどの既存施設の活用、人材などの情報の提供を行うことが必要。

日本の中だけの環境保全を考えてはいけない。日本の生活は海外からの輸入に多くを頼っており、世界の環境について感心を持つべき。

最近優秀な大学出身者は就職で敬遠される。よい環境の中で育った人間は、生き方に柔軟性が出てくる。こうした「りこうなこ」を育むように環境教育を進めることが大切。

## 2 学校での環境教育について

教育委員会との連携が不可欠。法律の存在自体知らない。財政的措置も含め実効性を高めていく必要がある。

学校教育のカリキュラムにどのように反映されるのか。学習指導要領に環境教育を位置づける必要がある。

環境教育への意識は学校によって違う。受験に結びつけるなど、義務的な要素があるものと関連づけることも必要ではないか。

学校の先生の質を高めることが必要。各学校に必ず環境教育担当の先生を置くことが必要。

先生は本当に忙しい。自らスキルをアップすることはなかなか難しい。先生には環境教育に関心を持ち、教程をコーディネートすることを求めたい。実際の教育は、学校外のメンバーが行うしかない。しかしそのプロがまだまだ少ないので民間のスキルアップ・プログラムを作ってほしい。

忙しすぎる学校の先生に環境教育を任せることは物理的に不可能。自然学校や研修施設など学校の外の施設、機関に生徒を連れ出して、一定期間、集中的にそこにいる環境教育のプロに教育を委ねた方が効果的である。企業の研修・教育も同じ。こうした施設・機関は増えており、活用できる。

学校とNPOとの協力し、互いにメリットを得ることが必要。NPOは、学校のカリキュラム作りに地域のよさそうな題材を見いだしてヒントを与える、学校は1日NPOに授業(スペシャルデー)をしてもらう、休日には関心を持った生徒が自発的にNPO自身のカリキュラムに参加し、より高次の学習を受けるといった連携も考えられるのではないかと。行政からの支援もあるといい。

環境教育を学校で進めるためには、学校とNPOがお互いを知り合うことが必要。学校とNPOとの間をコーディネートするセンター/団体、中間支援団体が有効ではないか。

環境教育のための費用を全て税金でまかなうことはできない。企業との連携や、父兄の費用負担も考えなくてはならない。

環境教育の団体が学校に入れぬ一番の原因は学校に予算がないこと。予算の確保が大切。

親の意識を高めることが重要。環境学習で子供の意欲が高まれば親の意識も向上し、非常に有効である。

環境教育の骨組みの提示、環境教育プログラムの作成・数値目標の設定し、教育による成果の評価を行うこと、地域のスーパーやコンビニとの連携により、学校とのパートナーシップの構築を図ることが必要ではないか。また、基本方針には地域と学校、企業が連帯した環境学習の推進を図る措置を書き込むことが必要ではないか。

地域を巻き込んだ総合的学習を進めることにより、親と子の認識のギャップを埋めることができるし、また、地域、特に農林水産業との連携を図ることができる。

### 3 職場での環境保全活動、環境教育

企業が地域に受け入れられるためには、対話集会を丁寧に開くなど情報をきちんと流すことが大切。地域では「情報」の共有がネックとなってきたが、企業も変わってきており、NPOの活動と何とかつなげる方策を検討できないか。

環境保全活動を進める企業を支援するような税制措置を検討してほしい。

営利企業に社員への環境教育とかボランティア促進は困難なのではないか。

### 4 地域・社会での環境保全活動・環境教育

基本方針の際には、博物館やビジターセンターの活用など社会教育関係の措置は具体的に規定するべき。社会教育は、誰をターゲットに、どのように教育を行っていくのか、きめ細かに行う必要がある。

例えばゴミ問題は、新住民と旧住民との間でコミュニケーションがうまくとれていないこと（ゴミ出し方法など）で問題がこじれやすい。地域の環境問題解決のためには、住民間の調整の場を設け新しい地域作りを進めることが求められている。

若いボランティア、特に中学生が今もっとも活動的である。こうした若い世代の育成のためには様々なりスク・負担が生じるが、かつては地域がこれを支えていた。今はそれが崩壊している。コミュニティの崩壊を補うための支援策が必要となっている。

今、地域福祉社会への転換が進んでいるが、地域において一人一人が話し合う場が重要だった。環境保全活動についても地域の環境保全活動を進めるためにはこうした話し合いが不可欠。

### 5 人材認定等事業の登録制度、人材育成

登録制度には納得がいかない。民のものは民にという流れに反するのではないか。

人材認定事業の登録制度の導入は、こうした制度が廃止される方向の中、矛盾を感じる。新しい制度は、民間を締め付けるのではない、使いやすい制度にしてほしい。

公が力を持つとどうしても硬直化する。民間にできるだけ任せる、国際ルールを重視するという観点で登録制度など法律を施行してほしい。

地域住民や地域の活動家を生かすような法律の施行をしてほしい。人材登録に差ができてしまったり、各省庁のセクト争いとなるようなことになっては困る。

関係省間で十分連絡・調整してほしい。縦割りの制度とならないようにしてほしい。

登録制度の事務局は、民間・既存機関との連携、社会へのPRに積極的に取り組んでほしい。

環境カウンセラーは玉石混淆で、環境カウンセラーというだけでは環境教育の指導者に使えないという印象を持っている。また、環境教育の広がりの中、様々な指導者が必要となっている。環境カウンセラーだけの指導者施策では狭すぎるのではないかと。

地方では「土木」で吸収しきれなくなった職の受け皿が喫緊の課題となっている。環境の方に職を転換できるような施策にブラッシュアップしてほしい。

育っている人材の評価が大切。コストパフォーマンスの視点は重要。

## 6 行政による支援体制、支援拠点づくり

行政職員自体のモチベーションをどう高めていくのか。3年ごとの移動というのは仕方がないのかもしれないが、職員全体の意識を高めていくことはできないのか。例えば環境教育主事をおくとかできないか。

地方自治体の環境教育・環境学習の基本方針を改訂する必要があるが、改訂が事務的なものとならないようにすべき。地方自治体職員の理解、認識を深めるような説明会・学習会を積極的に設けてほしい。

## 7 民間による土地等の提供の促進

民間に対しては、税制上の措置をしっかりと講じてほしい。例えば、土地代は山林は低いが、海岸は土地代が高く、税制上の特例が有効ではないか。

(文責：環境省)

注：この文書は、各地で開催された意見交換会やセミナーなどにおいて参加者から出されたコメント、意見、要望を環境省担当者がとりまとめたものです。従って、発言された方にとってその意を十分くんでいないと感じられる場合がある可能性があります。その旨御理解ください。

(参考)

主な意見交換会、セミナー等

- ・環境教育推進法ってな～に！持続可能な社会作りに向けてのワークショップ(10/26 広島)
- ・日本環境教育フォーラム清里ミーティング(11/15～17 清里)
- ・三重県環境教育スキルアップセミナー(12/14 三重県四日市市)
- ・環境カウンセラー研修  
など